

～がん具類取扱業者の皆様へ～

有害がん具類に関する規制（第10条・第10条の2）

愛知県青少年保護育成条例により区分陳列等の方法が定められています。

個別指定

知事が次の基準に該当すると認めた場合、個別に構造、機能等を愛知県公報で告示することにより有害がん具類に指定します。

- 1 **がん具類（がん具、器具、その他の物品）の構造や機能が人体に危害を及ぼすおそれのあるもの**
- 2 **がん具の形状、構造又は機能が著しく性的感情を刺激するもの**

包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に有害がん具類となります。

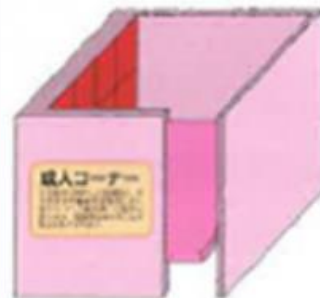
専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類

- ①性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- ②性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- ③全裸又は半裸の人形
(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む)

使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認させる表示をし、包装箱等に収納されている下着

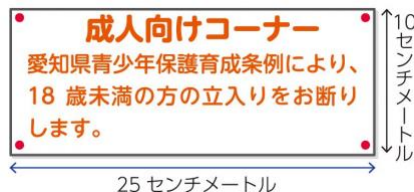
区分陳列

がん具類取扱業者は、**性的な有害がん具類**を陳列するときは、有害がん具類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、**有害がん具類が青少年の目に触れないように間仕切り等により仕切られ、他から容易に見通すことのできない場所**を設け、その場所にまとめて陳列する方法などにより陳列し、**その陳列場所へ青少年を立ち入らせないようにしなければなりません。**



表示

性的な有害がん具類を陳列する場所には、次の表示をしなければなりません。



→ **性的な有害がん具類**の区分陳列・掲示義務の違反者が、改善命令に従わないと**30万円以下の罰金**

販売等の禁止

がん具類取扱業者は、有害がん具類を青少年に販売等してはいけません。

→ 違反すると**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**

この条例に関する問い合わせは **愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課**

TEL.052-954-6175 ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/0000061461.html>

(ダイヤルイン) 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 E-mail: syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp